

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 25 年度	次回見直し予定	平成 30 年度																																		
条 例 名	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例																																						
条 例 番 号	平成 7 年神奈川県条例第 7 号	法 規 集	第 8 編第 6 章第 1 節																																				
所 管 室 課	保健福祉局生活衛生部環境衛生課																																						
条 例 の 概 要	水道法で規制されていない小規模水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水又は表流水を水源とし、居住に必要な水を供給する水道)及び小規模受水槽水道(水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有する水道)の管理等について必要な事項を定めている。																																						
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考																																		
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	水道法で規制されていない小規模水道及び小規模受水槽水道について、安全で衛生的な飲料水を確保するため本条例は必要である。																																					
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例は、小規模水道及び小規模受水槽水道について水道法に準じた規制を行っており、飲料水の水質の安全性を確保する効果がある。			施設数等(県所管域) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">小規模水道</th> <th colspan="2">小規模受水槽水道</th> </tr> <tr> <th>施設数</th> <th>監視数</th> <th>施設数</th> <th>監視数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>98</td> <td>65</td> <td>3,991</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>99</td> <td>76</td> <td>3,954</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>108</td> <td>72</td> <td>3,957</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>108</td> <td>78</td> <td>3,952</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>112</td> <td>73</td> <td>3,950</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	小規模水道		小規模受水槽水道		施設数	監視数	施設数	監視数	H24	98	65	3,991	67	H23	99	76	3,954	48	H22	108	72	3,957	45	H21	108	78	3,952	76	H20	112	73	3,950	100
	年度	小規模水道		小規模受水槽水道																																			
		施設数	監視数	施設数	監視数																																		
	H24	98	65	3,991	67																																		
H23	99	76	3,954	48																																			
H22	108	72	3,957	45																																			
H21	108	78	3,952	76																																			
H20	112	73	3,950	100																																			
効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例は、居住に必要な水に重点をおいて規制しているが、条例の対象としていない飲用井戸については、学校保健安全法等他法令で水質等の衛生上の措置がとられており、他法令と重複することなく、効率的に規制を行っている。																																						
基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例の目的である安全で衛生的な飲料水の確保については、「かながわランドデザイン」の主要施策の政策分野の「安全・安心」の施策体系に適合している。																																						
適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、水道法で規制対象としていない小規模水道及び小規模受水槽水道に対して規制等を行うものであるが、この規制等については水道法でも許容しているものであり、水道法に抵触するものではない。 また、規制等の内容は水道法に準じており、過度な規制ではなく適法である。																																						
その他																																							
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。																																			